物権法I・第6回

- (3) 法律行為の取消しと登記
- ①詐欺取消し…96条3項(取消しの遡及効<121条>に対する制限)→取消前の第三者保護→ 取消後の第三者は?
- ②詐欺以外の取消し…表意者保護の要請大→取消しの遡及効(121条)→無権利の法理→取消後も常に表意者保護優先でよいか?第三者の取引安全は?
- ➡表意者の権利回復についての登記懈怠・放置に対する非難可能性
 - a. 対抗問題構成(判例〈最判昭和32·6·7民集11巻6号999頁〉·伝統的学説)
- ★表意者の登記回復の遅滞⇔登記を備えた第三者の利益
- ① 取消しによる表意者の権利回復(<u>復帰的物権変動<177条></u>)と第三者への譲渡は相容れない物権変動(対抗関係に適合)
- ② 登記の有無に基づく権利関係の確定→公示の要請に適った解決
- ③ 背信的悪意者排除による調整
 - b. 94条2項類推適用構成(近時多数説)
- ① 121条 (遡及的無効) との整合性→無権利者からの譲受人の信頼保護構成

(不実登記に対する信頼保護→公信力の問題) ☆177条の第三者≠無権利者からの譲受人

- ② 不実登記の存続に対する表意者の意思関与と第三者の信頼の正当性との利益衡量に基づく第三者保護
- ③ 無効・取消しにおける善意者保護(94条2項、96条3項)との整合性
 - (4) 共同相続と登記
- ①問題の前提
 - i. 共同相続の意義
- ・法定相続分に応じた持分権に基づく遺産共有(898条、899条、900条)
 - ii. 共有の意義 一個の物の共同所有の形態 (249条以下) -
- ア. 各共有者の所有権の内容…共有物全体につき持分に応じた権利行使(249条、250条) →共有持分登記
- イ. 共有物の処分...i. 共有物自体の処分につき共有者全員の同意必要
 - ii. 各共有者の持分権につき譲渡自由
 - iii. 共同相続における権利関係確定のしくみ
- ◆死亡による相続開始→法定相続分(900条)に基づく共有状態→<u>遺産分割</u>による分配(遺言・遺産分割協議・遺産分割審判)→相続財産に関する最終的な帰属確定
- ➡共同相続人の一人による自己の相続分を超える持分処分と第三者
- ②法定相続分の取得と登記

各共同相続人は<u>自己の法定相続分に基づく持分権につき登記なくして他の共同相続人からの譲受人に対抗できる</u>(最判昭和38・2・22民集17巻1号235頁)。

- i.無権利者からの譲受人≠177条の第三者(無権利の法理)。
- ii.登記に公信力なし。

- iii. 遺産分割前の権利関係は流動的・過渡的であり最終的な帰属未確定。
 - ➡法定相続分についての未登記に対する非難可能性なし。
- ☆94条2項類推適用による保護あり。
- ③遺産分割と登記-遺産分割による最終的な権利確定と登記の要否
 - i. 問題の所在
- ・遺産分割による「法定相続分を超える持分権(他の共同相続人の法定相続分)」の取得と登記の要否
 - ii. 解決への道筋
 - 第一. 遺産分割の遡及効 (909条本文) →第三者は無権利者か?
 - 第二 遺産分割前の第三者の取引安全 (909条ただし書)
 - 第三. 遺産分割後の第三者保護は?
- ※分割前の第三者との均衡+遺産分割による権利関係の最終的確定→登記具備に対する合理的期待→未登記に対する非難可能性あり。
- a. 対抗問題構成(最判昭和46·1·26民集25巻1号90頁)
- ・遺産分割に基づく持分取得vs.第三者への譲渡(対抗関係に適合的)。
- ・登記具備に対する期待可能性→登記による解決→公示制度の理想に合致
- ・背信的悪意者排除による調整
- b. 94条2項類推適用構成
 - ・不実登記を認容または放置した共同相続人の帰責性と善意者保護の要請
 - ★さらに前へ-1. 両説の相違点-
- a. 物権変動の対抗→登記の対抗力→客観的基準に基づく解決
- b. 無権利者からの譲受人保護→登記の公信力→主観的態様の比較による利益衡量
- ➡i. 第三者保護要件(善意・悪意or登記の有無)
 - ii. 権利者の権利喪失事由(迅速な登記の懈怠or不実登記の認容)
 - ★★さらに前へ-2. 両説の接近化-
 - i. 177条における主観的態様の評価(背信的悪意者・悪意者排除)
 - ii. 94条2項類推適用において権利保護資格要件としての登記を要求する構成